

公益財団法人さかた文化財団報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条、第28条及び第43条第4項の規定に基づき、評議員、役員及び情報公開審査会委員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 情報公開審査会委員とは、定款第43条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受けるものをいい、費用とは区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等をいい、報酬等とは区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬は、別表の「役員等報酬支給表」により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員で施設の職員を兼ね、その施設より支給を受けるもの、又は地方公務員法第3条に規定する公務員で、一般職及び常勤の特別職の場合には支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務遂行のために旅行するときは、次の各号により費用を弁償する。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃については、公益財団法人さかた文化財団旅費規程（以下「旅費規程」という。）に定めるところによる。
- (2) 日当、宿泊料については、旅費規程に定めるところによる。
 - 2 飛島地域へ旅行する場合は、旅費規程に定めるところによる。

(報酬の支給)

第5条 日額の報酬は、その支給の事由の生じた都度支給する。

2 月額報酬は、その月の21日に支給する。ただし、その支給日が日曜日、土曜日若しくは休日に当たるときは、その日前において支給日に最も近い日曜日、土曜日若しくは休日でない日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、現金をもって支給する。ただし、役員等の申し出に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(公表)

第7条 公益財団法人さかた文化財団は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表 (役員等報酬支給表)

| 職 名 | 報 酬 額 |
|-----------|-------------|
| 評議員 | 日額 5,700円 |
| 理事長 | 月額 100,000円 |
| 理事、監事 | 日額 5,700円 |
| 館長理事 | 月額 170,000円 |
| 学芸担当理事 | 月額 70,000円 |
| 情報公開審査会委員 | 日額 5,700円 |